## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行	
(定義) 第2条 -略- 2~9 -略- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) <b>第2条第9項</b> に規定する特定個人情報をいう。 11~13 -略-		
(利用及び提供の制限) 第12条 -略- 2~4 -略- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及 び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規 定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句 は、同表の右欄に掲げる字句とする。 -略- 第39条第1項第1号 又は第12条第1項及 第12条第5項の規定	び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規	

改正案			現行	
び第2項の規定に違反して利用されているとき	により読み替えて項 用する同条第1項(第1号)の の規定になる。 の規定にない。 の規定にない。 の規定にない。 の規定にない。 の規定にない。 の規定にない。 を発してはない。 は番号には、いい。 は番号には、いい。 はおり、 の規定にない。 はおり、 の規定にない。 はおり、 の規定にない。 の規定には、 の規定には、 の成されたい。 の成されたい。 のはない。 のはない。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の		び第2項の規定に違反して利用されているとき	により読み替えて頂及 で第2項(第1号に の規定になるとの規定になるとの規定になるとの規定になるとの規定になるとの規定になるとの規定になるとの表しては、 が第2条の規定においるときない。 が規定においるときない。 は番号の規定においるときない。 は番号の規定においるときない。 は本の規定においるときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がはまれているときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときない。 がいるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときないるときない。 はいるときないるときないるときないるときないるときないるときないるときないるときな
一略一		一略一		

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表(附則関係)

改正案	現行
附 <u>則</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。	